

平成 28 年度 高年齢者雇用安定助成金のご案内

高年齢者雇用安定助成金は、高年齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会を構築していくために、2つのコースで事業主の皆様の活動を支援します。

制度拡充

高年齢者活用促進コース

【高年齢者の活用促進のための措置の内容】

- (1) 新たな事業分野への進出等
- (2) 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善
- (3) 高年齢者の就労の機会を拡大するための雇用管理制度の導入・見直し
- (4) 高年齢者に対する法定の健康診断以外の健康管理制度の導入
- (5) 定年の引上げ等
 - (a) 定年の引上げ
 - (b) 定年の定めの廃止
 - (c) 希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入

新設

高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主を助成します。

【無期雇用転換計画書を提出する前に】

- ① 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度を労働協約又は就業規則等に規定していること。
- ② 高年齢者雇用推進者の選任に加え、以下の高年齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施していること。
 - 教育訓練の実施、作業施設・方法の改善、健康管理・安全衛生の配慮、職域の拡大、配置・処遇の改善、賃金体系の見直し、勤務時間制度の弾力化
- ③ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条又は第9条第1項の規定に違反していないこと。

【無期雇用転換計画書の提出】

計画実施期間の6か月前から2か月前までの間に無期雇用転換計画書に必要書類を添えて提出する。

【無期雇用への転換の実施】

無期雇用転換計画が認定された後、計画実施期間内に、転換制度により有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させる。

- ・ 計画実施期間内に複数人の転換を行うことができます。
- ・ 転換した労働者を65歳以上まで継続して雇用する見込みがあることが要件です。

【支給申請書の提出】

転換後6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請書に必要書類を添えて支給申請を行う。

【支給額】

対象労働者1人あたり50万円（中小企業以外は40万円）

1支給申請年度（4月～3月）あたり10人を限度とします。

【転換の対象となる労働者】

- ① 申請事業主に雇用される期間が転換日において通算して6か月以上で50歳以上かつ定年年齢未満であること。
- ② 労働契約法第18条に基づき、労働者からの申し込みにより転換した者でないこと。
- ③ 無期雇用労働者として雇用することを約して雇入れられた者でないこと。
- ④ 転換日の前日から過去3年以内に申請事業主において、無期雇用労働者として雇用されたことがない者であること。
- ⑤ 支給申請日において離職していない者であること。

お問い合わせや申請は、以下の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）までお願いします。ホームページも併せてご参照ください。<http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/>（当機構トップページ→高齢者の雇用支援→助成金）



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
北海道支部 高齢・障害者業務課 (TEL011-622-3351)